

★ News 『23 年度税制改正』と『復興増税法』が成立

『平成 23 年度税制改正法案』(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案中修正)と『復興増税法案』(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案に対する修正案)等が、平成 23 年 11 月 30 日参議院本会議で可決・成立し、12 月 2 日公布・施行されました。

■ 『平成 23 年度税制改正法』 (11 月 30 日成立・12 月 2 日施行)

当初の『平成 23 年度税制改正法案』の一部は、既に別途新法案として 6 月 22 日成立 (参考: 田中会計事務所ニュース 7 月号)。継続審議となっていた残りの部分について、法人減税と納税環境整備の一部以外が削除されて、成立しました。

- ・法人減税
- ・納税環境整備の一部

成立

- ・相続税率の見直し
 - ・成年扶養控除の縮減
 - ・納税者憲章の創設…政府案から削除
- 3 党合意により
修正→削除

平成 24 年度税制改正や税制抜本改革の議論へ

■ 『復興増税法』 (11 月 30 日成立・12 月 2 日施行)

3 党合意により修正、成立。たばこ税の増税は取り下げ。(参考: 田中会計事務所ニュース 10 月号)

復興特別所得税	平成 25 年(2013 年)1 月から	25 年間	所得税額の 2.1% を付加
復興特別法人税	平成 24 年(2012 年)4 月から	3 年間	※
個人住民税 均等割	平成 26 年(2014 年)6 月から	10 年間	年 1000 円増額

※ 法人減税は復興増税で事実上凍結。
詳細は次号以降でお伝えします。

★ Memo

年末調整の誤りを防ぐために

年末調整は、後日、扶養控除等の誤りが分かった場合(税務署から通知)、扶養手当の返還、所得税の追徴等を行わなければなりません。今年は、年少扶養親族(平成 8.1.2 以後生)扶養控除廃止、特定扶養親族の範囲の変更など特に注意して下さい。

【誤りの多い例】控除対象配偶者や控除対象扶養親族とした人の実際の所得金額が、38 万円を超えていた場合

- ・子どものアルバイトの合計金額が 103 万円を超えていたケース
- ・配偶者に不動産収入や報酬があり、所得金額が 38 万円を超えていたケース

平成 23 年度【第 3 次補正予算】

平成 23 年 11 月 21 日成立した第 3 次補正予算は総額 121,025 億円。

主たる財源は、償還完了期間 25 年の「復興債」(115,500 億円)、『復興増税法』と関連法案の成立により、「復興債」の発行・償還財源など補正予算の執行が可能となる。

12 月 29 日(木) ~ 1 月 4 日(水)
年末・年始の休業とさせていただきます。



〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
田中会計事務所 税理士 田中育雄
TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanaka-kaikei.co.jp/>